

令和6年度
上士幌町学童保育所入所のしおり

令和5年12月1日更新

I 上士幌町学童保育所について

1 設置目的

児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業の適正な運営に努め、利用している児童が心身ともに健やかに育成されることを目的に設置しています。

2 運営体制

- (1) 担当部署 〒080-1408
河東郡上士幌町字上士幌東3線237番地 生涯学習センター2階
上士幌町教育委員会 生涯学習課 生涯学習・社会教育担当
電話：01564-2-3024（直通） FAX：01564-2-3180
- (2) 学童保育所
- ①所在地 〒080-1408
河東郡上士幌町字上士幌東3線237番地 生涯学習センター1階
- ②連絡先 電話：01564-2-2547（学童保育所直通） FAX：01564-2-3636
E-mail：kamigakudou@bz04.plala.or.jp
- ③職員体制（令和5年12月1日現在）
- | | |
|-------|----|
| 所長 | 1名 |
| 支援員 | 5名 |
| 支援員補助 | 6名 |

Ⅱ 上士幌町学童保育所のきまり

1 開所日及び開所時間

(1) 平日 (小学校の開校日) 12:30～18:00

(2) 土曜日、夏・冬・春休み、平日の休校日 (振替休業日、開校記念日など) 8:00～18:00

※その他、学校行事のため下校時間の変更や、学校の振替休日についてはその日・時間に対応し学童保育所を開所します。

※職員が来る前に子どもだけをおいていかないようお願いします。

2 閉所日

(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 臨時の休所日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (5) 学校の臨時休校

※学校の臨時休校時は、その事由により教育委員会が判断し、開所・休所を決定します。

3 利用定員

75名

4 入所対象

町内に居住し生計を営み、入所基準を満たす小学1年生～6年生の児童

5 入所基準

保護者のいずれもが (両親と別居している場合には児童の面倒をみている者) 次のいずれかの事情にある場合です。

(1) 家庭外労働 児童の保護者が昼間家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合。

(2) 家庭内労働 児童の保護者が昼間家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合。

(3) 親のいない家庭 死亡、行方不明、拘禁などの理由により保護者がいない家の場合。

(4) 母親の出産等 保護者が出産予定日の2ヶ月前の月の初日から、出産日から3ヶ月後の月の末日まで、また、病気、負傷、心身に障がいがあったりするので児童の保育ができない場合。

(5) 病人の看護等 その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、保護者がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合。

(6) 家庭の災害 地震、風水害や火災などの不幸があり、その復旧に当たって児童の保育ができない場合。

6 入所のお申込み

(1) 「学童保育所入所申込書」(様式第1号)に必要事項をご記入の上、学童保育所もしくは教育委員会生涯学習課まで提出します。

(2) その際、「就労証明書」も合わせて、提出します。

※書類提出の際は、聞き取り調査をすることがありますので、必ず保護者の方がご持参ください。

(3) 提出いただいた書類を審査したうえで、入所決定通知または、入所不承諾通知を行います。

7 延長保育

- (1) 延長保育時間 18:00～18:40
(2) 「学童保育所保育時間延長申請書」(様式第4号)により、事前に申請していただきます。
※お仕事の関係で、18時までにお迎えに来られない方に限ります。(毎年、申請してください)

▶教育委員会事務局または学童保育所に提出をお願いします。

8 学童保育料

- (1) 児童1人につき月額4,000円。ただし、同一の世帯から2人以上の児童が入所している場合は、2番目の児童は、2,000円、3番目の児童は、無料となります。

【例】同一世帯から3人の児童が入所の場合

- 1人目 月額4,000円
2人目 月額2,000円
3人目 月額 無料

- (2) 月の途中に入退所した場合、通所日数が15日未満の場合の費用は、2分の1になります。
(3) 学童保育料の口座振替依頼について
- ・新入所児童の学童保育料の納入につきましては、**口座振替**をお願いしております。
 - ・継続利用の場合は、**令和5年度と同じ口座より振替**を行います。

<口座振替手続き>

・「口座振替依頼書」が金融機関にありますので、下記**金融機関**にてお手続きをお願いいたします。

- ➡ 十勝信用組合 上士幌支店
- ➡ 帯広信用金庫 上士幌支店
- ➡ 上士幌町農業協同組合
- ➡ 上士幌郵便局 ゆうちょ銀行

※**ゆうちょ銀行**をご希望の方は、**3月中にお手続きをお願いいたします。**

▶なお、銀行での手続きにより引き落としが間に合わない場合は、納付書を別途、送付いたします。

【減免申請】

- ・次のいずれかに該当する場合は、学童保育料を減免することができます。
 - ①生活保護受給世帯
 - ②就学援助認定世帯
 - ③災害、病気その他の理由により保護者の収入が著しく減少し、費用の一部または全部を納入することが困難であると町長が認めた世帯
- ・「学童保育所費用減免申請書」(様式第6号)により、**事前に申請**いただきます。
(毎年、申請してください)
▶教育委員会事務局に提出をお願いします。

- ・申請後、6月までに「学童保育所費用減免決定・却下通知書」により通知いたします。
※減免申請があった世帯の学童保育料4～6月分は、納入(口座振替)を保留いたします。
※減免認定がされなかった場合にのみ、あらためて納入いただきます。

9 休所の届出

入所児童が病気やケガ、少年団活動や習い事などのため、引き続き1か月以上通所しないときは、「学童保育所休所届」(様式第8号)を提出してください。その際は、必ず、休所させる月の前月末までに提出してください。

※休所申請は、**月単位**での申請となります。

※前月末までに提出されなかった場合は、その月の学童保育料を納入いただきます。

※恒常的に保育の必要性が認められない場合は、退所手続きを行っていただきます。

10 退所の届出

入所中の児童を退所させようとする場合は、「学童保育所退所届」(様式第9号)を提出してください。

なお、以下の事項に該当する場合は、退所していただくことになります。

- (1) 入所決定した理由が消滅したとき(入所基準を満たさなくなったとき)
- (2) 正当な理由がなく、1か月以上の通所がないとき

11 申込事項変更の届出

次の場合、必ず変更の有無を、教育委員会事務局または学童保育所にご連絡ください。

- (1) 児童及びその保護者の住所、電話番号(緊急連絡先)が変更となったとき
- (2) 保護者の勤務先に変更があったとき
※職場が変わった場合は、**新しい職場の雇用証明書が必要**になります。
- (3) 児童の登所日または登所時間に変更があったとき

12 送迎車の利用について

小学校から学童保育所までは、原則、徒歩での登所となりますが、病気やケガ等のため、徒歩での登所が困難な児童は、送迎車を利用できますので、ご相談ください。

※申請書は、教育委員会事務局と学童保育所にあります。

Ⅲ 上士幌町学童保育所での過ごし方

1 登所について

(1) 平日（学校のある日）

…小学校の授業が終了した学級の児童から、歩いて学童保育所に登所になります。

(2) 土曜日、夏・冬・春休み、平日の休校日

…ご自宅から登所となります。お弁当を持参してください。

…原則、保護者が身内の方が、学童保育室の前まで送ってください。

※土曜日の登所については、保護者が労働等により昼間、家庭での保育ができない場合に限りません。

※土曜日の登所予定については、3日前（水曜日）までに連絡をください。

※子どもだけで歩いて登所する場合は、「(一人)登所届」が必要です。

※登所時の事故（交通事故や誘拐）防止の観点から、学童保育所にある指定の用紙に詳細を記載のうえ、提出ください。

※『学童到着時刻を過ぎても登所しない』ということがないように家庭内での話し合いをして、家を出る時刻や経路など、保護者の責任でお願いします。

…1年生は5月からとなります。

2 下所について

(1) 18時までには、原則として保護者が身内の方が、学童保育所に迎えに来てください。

(2) 他の方が迎えに来る場合は、電話か直接指導員に伝えてください。

(3) 迎えが遅くなる場合は必ず学童保育所に連絡してください。

(4) 下所の際は必ず指導員に声をかけてください。

※下所時の事故（交通事故や誘拐等）防止の観点から原則保護者の迎えとしています。

(5) 習い事、少年団など児童のみで下所する場合は、「習い事や少年団等下所届」が必要です。

※学童保育所にある指定の用紙に詳細を記載のうえ、提出ください。

…対象は2年生からとなります。

※学童保育所では、習い事、少年団、各種放課後事業などで一旦学童保育所の外に出た場合の責任は一切負えません。習い事などへの出発時刻や経路など、保護者の責任でお願いします。

(6) 保護者の勤務の関係などで、児童が歩いて下所（帰宅）する場合は、「一人下所届」が必要です。

※学童保育所にある指定の用紙に詳細を記載のうえ、提出ください。

…1年生は、5月からとなります。

※一人下所を行った際の事故等の責任は負いかねます。

3 お休み、下所時間、方法等の変更連絡について

事前に休む日がわかっている場合は、指導員に直接お伝えいただくか、学童保育所へ電話やメールでご連絡ください。

※学童保育所を休む場合や下所方法の変更、送迎の方の急な変更などは、**必ず保護者から**ご連絡ください。

※保護者以外の方から連絡があった場合、間違いを避けるためにも受け付けられません。

4 緊急時の対応について

保育中の事故には充分注意いたしますが、万が一の事故及び急病の際には、保護者の方に連絡いたします。

※保育中に児童が熱を出したり、ケガなどを負った場合は、緊急連絡先か保護者の職場に連絡します。学童保育所が重篤と判断した場合、救急車による搬送を要請する場合がありますので、緊急時に必ずつながる連絡先をお教えください。

※保護者の勤務先や連絡先が変わった場合は速やかにお知らせください。

※投薬は、事故防止のためいたしません。保護者の責任においてお願いします。

※学童保育所では、学童全員が傷害保険に加入しています。

5 上靴、着替えの準備、持ち物への名前の明記について

- (1) 服装は自由ですが、活動しやすく汚れてよいものを着せてください。
- (2) プレイルームを活用するため、**上靴（運動靴）**を一足、ご用意ください。
- (3) **着替えの服・ズボン、下着（シャツ・パンツ）、靴下、汗ふきタオル、それを入れるビニール袋**を、すべて1組程度用意いただき、全てに名前を書き、名前を書いた袋に入れて学童保育所にお持ちください。
- (4) 運動をして汗をかいたり、下校中に突然の雨で濡れたり、雪遊びをして濡れたり、トイレを失敗したとき等に着替えさせ、汚れた物はお返しいたしますので、あらたに補充してください。
- (5) 児童のすべての持ち物には名前を明記してください。
- (6) 季節に合わせて、**着替えの入替え・持ち物の確認**をお願いします。
- (7) 外遊びには**帽子**が必要です。置き帽子も可能です。
- (8) **ポケットティッシュ・ハンカチ**は毎日持たせてください。
- (9) **水筒（水かお茶）**をご用意ください。

6 昼食・おやつについて

- (1) **給食のない日は、お弁当と水筒**を持たせてください。
※新1年生は、学校給食が始まるまでの毎日。
※夏、冬、春休み及び土曜日などの学校休業日と入学式、卒業式などの学校行事日。
- (2) 学童保育所では、新型コロナウイルス感染症の感染状況によりますが、市販のものだけではなく、おにぎりなどの手づくりおやつを企画しています。この場合のお持ち帰りや欠席した場合などのお渡しは、衛生面を考えできませんのでご了承ください。
- (3) **食物アレルギーなどで心配のある方は、指導員**にお話してください。
※アレルギーは、最悪の場合には命にかかわることがあります。日常生活での留意事項など、教えてください。『個人面談票』に必ず、ご記入をお願いします。

7 生活について

- (1) 学校の時間割や予定表、学童からのお便りをよく見て、忘れ物のないように気を付けてください。
- (2) おもちゃ、お金、おやつ、シール、マンガ本は持たせないでください。
- (3) 通学路や交通ルール、学童へのお迎え時間については、子どもと確認をしておいてください。
◆「学童保育所までの通学路」参照。
- (4) 習い事や少年団のための下所については、子どもと十分に確認をしておいてください。

8 一日の流れ

▶小学校の開校日

下校	順次登所
15:30	おやつ
16:00	自由遊び・順次下所
18:00	保育終了

▶休校日(土曜日・夏、冬、春休みなど)

8:00	開所
9:00	学習 (宿題・ドリル・家庭学習など)
10:00	行事や遊びなどの活動 ※体調が悪い時は必ずお知らせください。
12:00	昼食 ※学校給食がないので「お弁当」を持ってきてください。 (ノー弁当デーなど、お弁当が不要な場合は事前にお知らせします。) ※昼食後はからだを休める時間とします。
13:00	行事や遊びなどの活動
15:30	おやつ
16:00	自由遊び・順次下所
18:00	保育終了

※学校給食のない日(土曜日、春・夏・冬休み、平日の休校日及び新1年生は給食が始まるまでの期間)はお弁当が必要です。

※お弁当は昼食なので、ジュース、お菓子類は持たせないでください。

※『ノー弁当デー』について～小学校の長期休み、振替休業日などに指導員が作ったり、子どもたちが協力して作ったりして、お昼ご飯を学童保育所で作って食べる日です。この日はお弁当の用意は必要ありません。

9 その他、生活に関すること

- (1) 特に児童の保育にあたり注意する点があれば事前に指導員に申し付けください。
- (2) また、その日の体調に問題がある場合は、指導員に電話か直接お知らせください。
※健康・身体的、その他(伝えておきたい事)
例) ぜんそくやアレルギー等による運動制限や食べ物の制限等
かぜ等をひいて、熱っぽい等
- (3) インフルエンザ、集団風邪などの流行性疾患の予防のため、学級・学年・学校閉鎖になった場合、児童の健康維持や早期回復のため、学校の指示や教育委員会の通達などに従い対応します。
また、学童保育所の臨時休所等の連絡については、別紙、「非常時及びインフルエンザ等における学童保育所の対応について」をご覧ください。
- (4) 緊急の学校対応(事件や不審者など)のため、集団下校等で学童に登所した場合の子どもの下所については、原則「保護者のお迎え」でお願いします。また、この場合の習い事や少年団活動についても安全上の観点から、児童単独での下所は認められないことをあらかじめご承知ください。

IV その他、留意事項について

1 たっちメールシステムの登録について

通所管理システム（たっちメール）を活用し、児童が学童保育所に登所、下所した場合、その旨を保護者の携帯電話等にメールで通知しています。

また、学童保育所からの保護者宛て連絡事項をお知らせする場合にも使用しており、必ず、保護者のみなさまに登録いただいております。

【登録作業】

- ① たっちメールに登録する保護者の携帯電話等から、学童保育所のメールアドレス宛にメールを送信してください。

メールアドレス kamigakudou@bz04.plala.or.jp

- ② なお、送信する際は、メール本文に保護者の氏名を記載願います。
③ 新しくご入所される児童の保護者の方など、ご登録がお済みでない方は、お早目に、登録作業をお願いいたします。

※ご登録の際は、迷惑メール設定の解除をお願いいたします。

※保護者のメールは、4つまでご登録いただけます。

2 個人面談票の記入について

◆別紙、「個人面談票」

- (1) 学童保育所に、緊急連絡先（複数）や児童の平熱やアレルギー関係などの健康状態、習い事・少年団などの情報提供をお願いしています。
(2) 継続される児童につきましても、再度、更新いたしますので、ご協力をお願いいたします。

3 令和6年度入所児童数について（令和6年4月1日予定の登録数）

- (1) 通年利用 名
(2) 一時的利用 名 ※夏休みや冬休みなど長期休暇のときのみ利用